

告示

埼玉県告示第二百七十六号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
一般国道	三百五十四号	加須市柳生字小屋口一六五六番一地先から同市向古河字下悪戸二四四四番二地先まで
県道	さいたま春日部線	春日部市下蛭田字前田一六五番一地先から同市新方袋字内耕地六六六番八地先まで
県道	藤岡本庄線	本庄市朝日町三丁目七番一六地先から同市寿三丁目三一四番二地先まで
県道	本庄寄居線	本庄市朝日町三丁目七番一六地先から児玉郡美里町大字小茂田字日ノ待八八七番一地先まで
県道	越谷川口線	越谷市南越谷一丁目二九三二番二地先から同市大間野町四丁目二〇一番七地先まで
県道	児玉町蛭川普濟寺線	児玉郡美里町大字小茂田字日ノ待八八七番一地先から深谷市榛沢字沖田三〇五番二二地先まで
県道	下早見菖蒲線	久喜市下早見字内谷一六九七番五地先から同市下早見字内谷一七七七番三地先まで

二 指定する期日

平成三十一年四月一日